2020~2021年「知的財産保護の強化に関する意見」の徹底実施のための推進計画

公布時間:2020/04/20

一、知的財産関連法律・法規及び規範性文書の制定・改正

- 1. 専利法改正の審議業務を推進し、権利侵害に対する懲罰的賠償制度を導入し、専利権存続期間の延長を後押しし、医薬品専利の保護等を強化する。専利審査指南の関連改正業務を着実に実行する。
- 2. 著作権法改正の審議業務を推進し、権利侵害に対する懲罰的賠償条項を追加し、 権利侵害の法定賠償額の上限を大幅に引き上げ、損害賠償を強化する。
 - 3. 状況に応じて商標法改正を推進し、商標保護及び法執行を強化する。
- 4. 民法典の権利侵害責任編の制定において、知的財産権侵害に対する懲罰的賠償条項を反映するよう促す。(継続的に推進する)
- 5. 刑法改正を推進し、営業秘密侵害罪の関連条項を改善し、営業秘密侵害罪の刑事 法執行を強化し、刑事手続及び処罰を詳細化し、権利侵害品・模倣品を破棄し、政府 開示行為等の関連規定を規範化する。
- 6. 状況に応じて、行政許可法、反不正競争法の改正を推進し、営業秘密及び機密ビジネス情報の保護を強化する。
- 7. 状況に応じて、電子商取引法の改正を推進し、電子商取引プラットフォームの責任を強化し、民法典権利侵害責任編の関連条項との一致を確保し、電子商取引分野の知的財産保護を強化する。
- 8. 医薬品専利をめぐる紛争の早期解決体制を構築する。 (2020 年 10 月末までに完了する)
- 9. 文化産業促進法の制定を検討し、文化産業の知的財産保護を強化する。(継続的に推進する)
- 10. 知的財産に関する基礎的な法律の制定の必要性と実行可能性に対して調査研究・論証を行う。(継続的に推進する)
 - 11. 地理的表示保護に関する立法研究を推進し、立法項目の評価・論証を展開する。 (2021 年 12 月末までに完了する)
 - 12. 植物新品種保護条例の改正を推進する。 (継続的に推進する)
 - 13. 中医薬伝統の知的財産保護条例の公布を後押しする。(継続的に推進する)
- 14. 団体商標、証明商標の登録と管理に関する弁法を改正する。 (継続的に推進する)
- 15. 行政法執行機関による被疑犯罪事件の移送に関する規定を改正し、行政法執行機関から刑事司法機関への被疑犯罪事件移送の関連手続及び要求を整備する。(2020年7月末までに完了する)

- 16. 最高人民法院による営業秘密紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈を制定する。 (2020 年 8 月末までに完了する)
- 17. 最高人民法院による専利の権利付与・権利確定に係る行政事件の審理における若干問題に関する規定(一)の公布を加速する。(2020年8月末までに完了する)
- 18. インターネットにおける権利侵害・模倣の取締に関する司法解釈を公布する。 (2020 年 8 月末までに完了する)
- 19. 最高人民法院、最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理 についての具体的な法律適用の若干問題に関する解釈(三)を制定する。(2020年8 月末までに完了する)
- 20. 公安機関が管轄する刑事事件の立件・訴追基準に関する関連規定を改正・改善する。 (2020 年 8 月末までに完了する)
- 21. 知的財産犯罪事件の公訴業務における証拠審査ガイドラインを制定する。(2021年12月末までに完了する)
- 22. 著作権と著作隣接権の法執行保護ガイドラインの制定を検討する。 (2020 年 10 月末までに完了する)
- 23. 民間文学芸術作品著作権保護弁法の制定を検討する。(2021 年 12 月末までに完了する)
- 24. 知的財産の関連法律文書認証、証人証言等の証拠規則の制定を検討する。(2020年 10 月末までに完了する)
- 25. 知的財産に係る民事、行政、刑事事件裁判の「三審合一」の若干問題に関する意見を制定する。(継続的に推進する)
 - 26. スポーツ試合の中継にまつわる著作権保護に関する調査・研究を展開する。 (2021 年 12 月末までに完了する)
 - 27. 文化市場総合法執行事件の証拠規則を整備する。 (継続的に推進する)
- 28. 知的財産権侵害行為の公証・賞金付き証拠収集業務に関する指導的意見、全国の公証・電子証拠保存業務サービス規範、第三者証拠保存データの公証・検査認証業務規範、公証・電子的証拠保存技術の普及・実用に関する意見の制定を検討する。(2021年12月末までに完了する)
- 29. 営業秘密侵害行為の禁止に関する若干規定を改正する。(2020 年 10 月末までに 完了する)
- 30. 行政許可の実施過程における営業秘密及び機密ビジネス情報の保護を強化するための政策文書を公布する。 (2020 年 10 月末までに完了する)
- 31. よく知られた商品の特有の名称、包装、装飾を模倣する不正競争行為の禁止に関する若干の規定を改正する。(継続的に推進する)
 - 32. デジタル文化産業革新発展を促進するための政策文書の制定を検討し、デジタ

ル文化産業の知的財産保護を強化する。 (継続的に推進する)

- 33. 電子商取引プラットフォームの知的財産保護管理基準の作成を検討する。電子商取引プラットフォームにおける海賊版、権利侵害及び模倣現象を取り締まる政策文書を制定・公布する。(2020年10月末までに完了する)
- 34. 権利侵害品・模倣品の廃棄に関する政策文書を制定・公布する。 (2020 年 7 月 末までに完了する)

二、知的財産の行政法執行及び司法保護の強化

- 35. 商標権侵害の判断基準を制定・公布する。 (2020年6月末までに完了する)
- 36. 林業植物新品種保護行政法執行弁法の改正を推進する。(2021 年 12 月末までに 完了する)
- 37. 年度の専利、商標、著作権、農業植物新品種等の種類及び税関、文化市場等の分野における行政法執行と司法保護に関する典型的事例を発表する。 (2021 年 12 月末までに完了しかつ継続的に推進する)
- 38. 全国文化市場総合法執行への考課を展開し、各地における法執行能力の向上を 指導・監督する。(2021 年 12 月末までに完了する)
- 39. 税関による知的財産保護「龍騰」特別活動を展開し、事件処理頻度を上げ、税関による知的財産法執行行動の情報を四半期毎に開示するための制度を確立する。 (2020年4月末までに完了する)
- 40. 実体市場への法執行に力を入れ、事件処理頻度を上げ、実体市場における知的 財産関連の法執行行動の情報を四半期毎に開示するための制度を確立する。 (2020 年5月末までに完了する)
- 41. 偽造医薬品法執行の関連データを年度毎に開示・発表するための制度を確立する。 (2020 年 7 月末までに完了する)
- 42. 健康や安全面のリスクのある模倣品を取り締まり、事件処理頻度を上げ、上記 法執行行動の関連データと情報を四半期毎に発表するための制度を確立する。(2020 年5月末までに完了する)
- 43. 知的財産行政保護のための技術調査官制度の確立を検討する。知的財産司法保護のための技術調査官業務体制を継続的に改善する(2021年12月末までに完了する)
- 44. 専利・商標権侵害紛争の検証鑑定試行を推進し、知的財産権侵害紛争の検証鑑定システムを改善し、権利侵害による損害評価制度の構築を検討する。(継続的に推進する)
- 45. 知的財産法執行保護特別活動の展開を組織し、権利侵害品・模倣品の廃棄を組織し、知的財産権侵害行為を厳重に取り締まる。(継続的に推進する)
 - 46. インターネットにおける権利侵害・海賊版行為取締の「剣網」特別活動を展開

- する。先進地区による著作権に係る新業態、新分野での事件摘発を後押しする。(継続的に推進する)
- 47. 文化市場における知的財産法執行に力を入れ、オンラインショー、オンライン音楽、オンラインアニメーション市場の規範化・整備行動を着実に展開し、知的財産権侵害事件を厳しく摘発する。(継続的に推進する)
- 48. 偽物侵害取締の現場破棄活動を展開し、農業省物資模倣品取締特別キャンペーンを展開する。 (継続的に推進する)
 - 49. 植物新品種権侵害取締特別活動の展開を組織する。 (継続的に推進する)
- 50. 偽造医薬品法執行行動を展開し、医薬品、生物製品等の関連製品の偽造品を厳重に取り締まる。法執行の国際協力を強化し、関連国と対応する法執行情報を交換する。(継続的に推進する)
- 51. 重点地域における不正競争防止の法執行特別活動を展開し、模倣・混同等知的財産権侵害に関する不正競争行為を厳しく取り締まる。(継続的に推進する)
- 52. 刑事犯罪取締「昆侖」活動を着実に展開し、権利侵害・模倣犯罪を厳重に取り締まる。(継続的に推進する)
- 53. 知的財産犯罪偵察業務制度を改善・規範化し、情報を主導とした偵察体制を模索・確立する。 (継続的に推進する)
 - 54. 知的財産刑事事件に係る逮捕許可、起訴業務の集中管轄制度を模索・確立する。 (2021 年 12 月末までに完了する)
- 55. 知的財産保護分野における民事、行政訴訟監督事件の処理に力を入れ、法により確かに誤りのある民事、行政発効裁判・審判の違法行為、執行の違法行為を監督・ 是正する。(継続的に推進する)
- 56. 関連司法政策を制定・実施し、知的財産権侵害に対する懲罰的賠償制度の適用を強化し、より高い法定賠償を適用し、知的財産刑事犯罪を厳重に処罰することで、将来の知的財産の窃取又は侵害行為を阻止する。(2020年8月末までに完了する)

三、知的財産の広範な保護体制の構築

- 57. 知的財産行政部門と公安部門との提携・協力を強化し、行政解釈を適時に行い、 重大事件移送メカニズムを改善し、被疑犯罪事件調査処罰業務連動メカニズムを健全 化し、行政法執行と刑事司法との連動を強化する。(継続的に推進する)
- 58. 知的財産権紛争調停協議の司法確認の試行を展開し、知的財産分野における人 民調停組織・弁護士調停事務室の設立を支持する。(継続的に推進する)
- 59. 知的財産権侵害行為の公証・賞金付き証拠収集の試行を展開し、統一された公証・賞金付き証拠収集プラットフォームを開発しかつその実用を普及させる。 (2021年12月末までに完了する)

- 60. 国家知識産権局と最高人民法院のデータ情報交換専用ネットワーク回線の確立を後押し、情報交換の範囲を明確にする。 (2021 年 12 月末までに完了する)
- 61. 専利、商標の行政による権利確定と重大な権利侵害行政法執行事件の連動・情報共有体制の構築を検討し、かつその試行を展開する。(継続的に推進する)
- 62. 知的財産の部門を跨いだ法執行保護連携、長江デルタ、珠江デルタ等の地域を 跨いだ偽物共同取締を強化する。(継続的に推進する)
- 63. 人民代表大会の監督を強化し、専利法、著作権法等の関連法律・法規の改正状況に応じて、知的財産法執行への検査を適時に展開する。(継続的に推進する)
- 64. 政治協商会議の民主監督を強化し、知的財産保護の内容を中心に政治協商会議の重点的な提案を決め、提案した委員、関係部門等を招請して特別調査研究を展開する。(継続的に推進する)
- 65. 知的財産分野で信用に基づく等級別分類監督の試行を展開する。商標の悪意ある登録を規制し、異常専利出願の逐一審査・監視を展開する。 (2021 年 12 月末までに完了しかつ継続的に推進する)
- 66. 国家知的財産公共サービスプラットフォームと国家企業信用情報公示システムとの連通を後押し、知的財産の質権設定登記、行政許可、行政処罰、抜取検査結果等企業関連情報の統一的収集・共有・公示を強化する。 (2021 年 12 月末までに完了する)
- 67. 全国で摘発された重大な権利侵害・海賊版事件リストを発表する。ソフトウェア使用状況に対して年度審査を行いかつそれを社会に発表する。(2020 年 8 月末までに完了しかつ継続的に推進する)
- 68. 専利代理業界監督管理の「藍天」特別活動を着実に推進し、違法な代理行為を ピンポイントで取り締まる。 (2020 年 12 月末までに完了する)
- 69. 知的財産に係る仲裁、調停優先推薦の試行を展開する。知的財産に係る仲裁、調停組織及び公証機構の育成を強化し、仲裁、調停、公証業務における知的財産保護に関する業務範囲の拡大を検討する。(2021 年 12 月末までに完了する)
- 70. 仲裁委員会間による業界協力の強化を奨励し、知的財産仲裁業務プラットフォームの構築を検討し、業界仲裁規範を制定する。公証・電子証拠保存サービス連盟の確立を支持し、公証・電子証拠保存技術の普及におけるブロックチェーン等の科学技術手段の実用を模索する。(継続的に推進する)
- 71. 中国国際知的財産仲裁委員会を発足させる。 (2020 年 12 月末までに完了する) 72. 知的財産情報公共サービス業務手引きを制定・発表する。 (2021 年 12 月末までに完了する)
- 73. ボランティアの役割を十分に発揮し、ボランティアが知的財産保護システムの構築に参加するよう奨励・支持する。 (2021 年 12 月末までに完了する)

74. 対外経済貿易協定における知的財産条項の団体標準を発表する。 (2021 年 12 月末までに完了する)

四、知的財産の迅速な保護における肝心な一環の最適化

75. 専利、商標の審査能力を引き続き高め、高価値専利の審査期間を 16 ヶ月に短縮し、発明専利の審査期間を 20 ヶ月以内に短縮し、商標登録の平均審査期間を 4 ヶ月以内に短縮する。 (2021 年 12 月末までに完了する)

76. 商標登録、変更、更新等関連出願の早期審査体制の確立を模索する。 (継続的 に推進する)

77. 林業・草原植物新品種審査官制度を確立し、植物新品種権の初歩査定期間を 4 ヶ月に短縮する。 (2021 年 12 月末までに完了する)

78. 植物新品種出願及び管理システムを整備し、植物新品種テスト能力の構築を強化する。(2021 年 12 月末までに完了する)

79. 商標審判事件の巡回審理に力を入れ、重大事件公開審理メカニズムを確立する。 (継続的に推進する)

80. 知的財産司法事件の繁雑・簡易分流体制を構築し、審理手続及び文書の書式を改良し、異なる性質、異なる複雑度の事件についてその情状の軽重によって区分し、簡易な事件を迅速に審理し、煩雑な事件を詳しく審理することを実現する。(継続的に推進する)

81. 知的財産保護の規範化市場管理基準の確立を検討し、関連分野及びプロセスで仲裁、調停等の早期処理体制を構築するよう導く。(2021 年 12 月末までに完了する)

82. 電子商取引プラットフォームにおける知的財産データリソース共有の試行を模索・展開し、電子商取引プラットフォームが専利権評価報告書を効果的に利用して専利権侵害の苦情を迅速に処理するよう指導する。(2021 年 12 月末までに完了する)

83. 業界主管部門が研究判断した上で定めた意見により、ウェブサイトプラットフォームが具体的な権利侵害リンクを削除し、権利侵害アカウントを閉鎖するよう要求し、法により権利侵害・偽造ウェブサイトを閉鎖し、権利侵害情報の拡散を停止させ、著作権訴訟を悪用した投機的な営利行為等を取り締まる。(2021 年 12 月末までに完了する)

84. 知的財産保護センターの構築に力を入れ、更に区域配置及び産業配置を改善する。 (2021 年 12 月末までに完了する)

85. 知的財産保護センターの管理・研修・品質制御に関する規範を制定・形成し、商標、地理的表示等の業務分野を拡大し、早期共同保護能力を向上させる。 (2020年 12 月末までに完了する)

五、知的財産保護の対外交流・協力の拡大

- 86. 海外知的財産情報サービス、早期警戒等のプラットフォームを改善し、重要な 貿易相手国(地域)の知的財産関連法律・政策の改正や変化、重大紛争事件に対する 動的追跡研究体制の構築を強化し、海外商標・専利紛争事件データベースを構築する。 (継続的に推進する)
- 87. 一連の重要国(地域)の知的財産保護国別ガイドラインを制定・発表する。海外著作権紛争の国別政策を研究する。(継続的に推進する)
- 88. 保険会社が企業のニーズを満たす専利保険製品を開発・設計し、かつそのサービス能力を高めるよう奨励し、保険会社が知的財産関連保険の宣伝と普及を強化するよう指導する。(継続的に推進する)
- 89. 条件の揃った地区で一連の海外知的財産権紛争対応指導センター支社を構築し、 重要な貿易相手国(地域)で海外支社を構築する。(2021年12月末までに完了する)
- 90. 国外の主要な展示会における知的財産保護支援を強化し、中国の出展企業のために知的財産に関する研修・法律コンサルティングサービスを提供する。(継続的に推進する)
- 91. 海外知的財産専門家データベースを構築し、専門家顧問体制を改善し、専門家が海外での権利保護支援において役割を果たすよう後押しする。(継続的に推進する)
- 92. 在中国大使館・領事館、各国際機関の在中国機構、業界協会、商会、社会団体等との情報交流会、座談会を定期的に開催する。 (継続的に推進する)
- 93. 知的財産に係る重要情報通達発表メカニズムを改善し、記者会見、ポリシーブリーフィングを適時に組織し、定例記者会見等のプラットフォームを十分に利用して重大事項や進捗状況を公表する。(継続的に推進する)
- 94. 中国企業の海外における知的財産保護状況に関する調査、外商投資企業の知的財産保護状況に関する調査の展開を組織する。(継続的に推進する)
- 95. 公安機関・企業連携と対外法執行協力のニーズに応じて、知的財産に関する交流・会見と情報交流を着実に実行する。知的財産に関する税関・企業連絡窓口制度を確立し、国内外の権利者との交流ルートを円滑にさせる。(継続的に推進する)
- 96. 駐外ビジネス機構に依託し、海外知的財産観察企業と社会組織を選出し、当地の知的財産保護に対する関連各関係者の要望を把握する。(継続的に推進する)
- 97. 多国間、二国間の知的財産協力・調整体制を構築・改善し、知的財産対話・ワーキンググループ体制を十分に利用し、知的財産保護に関する国際協力・交流と協議交渉を深化させる。(継続的に推進する)
- 98. 世界知的所有権機関、世界貿易機関、世界税関機構、アジア太平洋経済協力等の関連国際機関との協力を十分に強化し、20 カ国・地域(G20)等の国際会議メカニズム及び交流プラットフォームを通じて、知的財産に係る国際規則の制定・改正事業

に参加し、中国の知的財産保護の発展成果を積極的に宣伝する。(継続的に推進する)

99. 重要な国際展示会で中国の知的財産保護成果を宣伝するための展示台を増設し、関連国(地域)で特別展示コーナーを試験的に設立することを検討する。 (2021 年12 月末までに完了する)

100. 「一帯一路」知的財産ハイレベル会議を開催し、「一帯一路」国家専利審査ハイウェイ (PPH) プロジェクト協力を継続的に展開しかつ共同構築し、審査結果の共有を後押しする。 (継続的に推進する)

101. 全国の学会が国際学術交流協力プラットフォームを十分に利用して知的財産保護の宣伝を展開するよう奨励し、国際技術サービスと取引ネットワークを借りて国際的に有名な技術サービス機構との協力を深化させる。 (2021 年 12 月末までに完了する)

六、知的財産保護の資源保障の強化

102. 国家知的財産ビッグデータセンターの構築を推進する。 (継続的に推進する)

103. 権利侵害・模倣に対する行政法執行と刑事司法情報共有プラットフォームの構築を強化する。(継続的に推進する)

104. 知的財産権侵害犯罪事件の取締情報システムプラットフォームの構築を後押しする。 (継続的に推進する)

105. 電子商取引プラットフォームが権利侵害・模倣の手掛りに関するインテリジェント検出システムの構築・利用を展開するよう奨励し、権利侵害・模倣行為の取締効率及び精度を高める。 (2021 年 12 月末までに完了する)

106. 各地区・各部門が知的財産保護に関するハイレベル研修プロジェクトを開催することを支持し、各地区・各部門及び業界協会、学会が知的財産保護の人材の継続教育業務を展開するよう奨励・指導する。知的財産の専門的人材の育成を強化し、より多くの職場と研修チャンスを提供する。(継続的に推進する)

107. 知的財産分野の法律顧問人材の育成に力を入れる。知的財産仲裁者の任用ルートを拡大し、業務発展に適した仲裁者報酬制度を確立する。知的財産分野に精通している複合型法律人材を公証人のチームに集め、知的財産保護に関する公証サービス人材体系を確立・改善する。(継続的に推進する)

108. 食品薬品警察における知的財産犯罪取締チームの構築し、人員配備等の問題の解決を促進する。関連公安学校が知的財産権の侵害に関連した犯罪取締の授業を増設し、法執行の関連研修に力を入れる。(継続的に推進する)

109. 文化市場総合法執行改革を引き続き深化させ、総合法執行チームの構築を強化する。(継続的に推進する)

110. 県級以上の林業・草原主管部門の法執行者配備を健全化し、行政法執行能力を

高める。各級の林業・草原主管部門が林業・草原植物新品種保護に関する研修を展開するよう指導し、専門的人材の育成に力を入れる。(2020年12月末までに完了する)

- 111. 知的財産行政検察に関する専門的な事件処理グループ、専門的な検察官人材データベース、知的財産に関する専門的な技術者データベース業務体制を引き続き改善し、事件処理の専門化レベルを向上させる。 (2021 年 12 月末までに完了する)
- 112. 税関の法執行及び関係者への教育を強化し、知的財産税関保護の専門家を計画的かつ階層的に育成し、チームの法執行能力を向上させる。 (2020 年 10 月末までに完了しかつ継続的に推進する)
- 113. 地方の科学技術協会が企業に向けて専利情報の普及・実用、知的財産人材の研修を展開するよう奨励し、企業の技術革新能力及び水準を向上させる。 (2021 年 12 月末までに完了する)
- 114. 無形文化資産伝承者への知的財産に関する教育を強化する。(継続的に推進する)
- 115. 重点分野における企業の知的財産保護ガイドラインを作成・発表する。 (2021年 12 月末までに完了する)
- 116. 民営企業の知的財産保護状況を調査研究し、民営企業の知的財産コンプライアンス経営、リスク防止に関する研修を強化する。 (2021年12月末までに完了する)
 - 117. 知的財産保護の資金供給に力を入れる。 (継続的に推進する)
- 118. 文化市場総合法執行チームの経費保障を強化し、基準に従って法執行装備を配置し、優秀で代表的な機関に対して規定により通達・表彰しかつ事件処理の補助金を与える。(2021年12月末までに完了しかつ継続的に推進する)
- 119. 各地の公安機関の食品薬品警察における知的財産犯罪取締の経費保障、装備建設等の問題の解決を促進する。(継続的に推進する)
- 120. 知的財産保護試行模範エリアの構築に関する全体計画の制定を検討し、優良で 条件の揃った地区を選択して知的財産保護試行模範エリアの構築を展開する。(2021 年12月末までに完了しかつ継続的に推進する)
- 121. 全国著作権模範の創設活動を展開し、複数の著作権模範都市、機関及びパークを構築する。(継続的に推進する)

七、知的財産保護の宣伝及び文化建設の推進

- 122. 様々な宣伝キャリアを統一的かつ十分に利用し、知的財産保護の宣伝を着実に実行し、各地による世論誘導の強化を指導する。(継続的に推進する)
- 123. 全国知的財産宣伝ウィーク、中国知的財産年会、知的財産保護ハイレベルフォーラム、中国国際商標ブランドフェスティバル、インターネット著作権保護と発展会議等の大型宣伝活動を引き続き円滑に主催する。(継続的に推進する)

124. 中国の知的財産保護状況白書とデータ報告書、中国法院の知的財産司法保護状況白書を発表する。(継続的に推進する)

125. 中国の知的財産保護状況とビジネス環境の新進展に関する報告書を発表する (継続的に推進する)

126. 知的財産文化建設を深化させ、小中高校での知的財産教育を継続的に推進し、知的財産普及教育を広く展開し、知的財産宣伝教育基地の役割を十分に発揮させる。 (継続的に推進する)

八、知的財産保護の組織保障の強化

127. 知的財産保護業務を高品質発展の総合業績評価指標体系に取り入れ、高品質発展を促進する関連業績評価を、地方各級の党・政指導グループ及び指導幹部の業績を考課する際の重要な考慮要素とする。(継続的に推進する)

128. 知的財産保護業務の通報・行政指導メカニズムを確立し、知的財産への保護が不十分な地方の党委員会と政府に対して行政指導を行う。(継続的に推進する)

129. 知的財産権侵害品・模倣粗悪品の製造・販売に関する違法な犯罪活動に対する取締の業績考課を展開する。(継続的に推進する)

130. 知的財産保護に関する考課評価・保護レベル評価指標体系の確立を検討する。 (2020 年 12 月末までに完了する)

131. 知的財産保護に対する社会満足度調査を展開し、関連評価指標体系を調整・最適化する。 (継続的に推進する)

132. 既存の奨励制度を十分に利用し、知的財産保護において顕著な貢献をしたグループや個人に対し、国の関連規定により表彰・奨励を与える。 (継続的に推進する) 133. 権利侵害・海賊版通報奨励メカニズムを健全化する。 (継続的に推進する)

出所: 2020 年 4 月 20 日付け中華人民共和国国家知識産権局ウェブサイトを基にジェトロ北京事務所で日本語仮訳を作成

http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1147678.htm

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。